

課題研究Ⅱの開催についてのご案内(第2報)

2025年2月8日(土)13時より開催いたします、課題研究Ⅱ「高等学校無償化政策の展開と教育を受ける権利の保障」のご案内(第2報)です。下記のように、登壇者の報告テーマが決まりました。

本課題研究②はオンラインで開催いたします。申込方法ならびに参加方法に関する詳細は、2025年1月10日ごろ、ホームページと会員メーリングリストでご案内する予定です。

研究推進委員会委員長 石井拓児(名古屋大学)

【テーマ】

課題研究Ⅱ「高等学校無償化政策の展開と教育を受ける権利の保障」

【開催要領】

日時:2025年2月8日(土) 13時00分~16時00分

開催方法:オンライン開催

【登壇者】

杉田真衣氏(東京都立大学、非会員)「貧困という視点から見た高校就学」

濱元伸彦氏(関西学院大学、非会員)「大阪府・私立高校授業料無償化が高校教育にもたらす影響」

小入羽秀敬(帝京大学)「東京都・大阪府の私学授業料無償化政策と近隣県への影響」

【司会者】

福嶋尚子(千葉工業大学、研究推進委員)

吉田武大(関西国際大学、研究推進委員)

【企画の趣旨】

2010年に「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等修学支援金の支給に関する法律」が施行され、2014年に所得制限の導入など大幅な制度改編が行われた高等学校の授業料無償化は、近年、大阪府や東京都などで都道府県を主体とする自治体限定の政策・制度として展開をしてきている。そこでは、公立高等学校の就学支援金にかかる所得制限の撤廃や、私立高等学校に子どもを通わせる世帯への就学支援金の拡充など、国の高校無償化の仕組みにとどまらない転換を見せている。他方で、私立高校での授業料無償化(補助)に伴い、公立の志望者・入学者数が激減したり、授業料徴収の自由を制限されることで私立学校の特色のあるきめ細やかな教育活動を実施するための裁量が制約されたり、他の自治体に居住し該当する学校に通学する子どもの扱いとの不公平が生じたり、無償化の展開は必ずしも好ましいものとして受け止められてはいない側面もある。

背景には、大阪府や東京都などにおいて、これまでも高校を対象とした多様化政策や統廃合政策などがとられてきていることがある。授業料の面で公立と私立の経済的負担が平準化された結果、公立に進学する子どもが一時的にも減れば、それが「多様化競争の敗北」の証となり学校・学科の統廃合につながる可能性もある。また逆に、授業料徴収の自由を制限されながらその固有性を確立する必要がある私立にも困難な面はある。他方で子どもや保護者の視点からすれば、授業料負担が軽減され入学はできたとしても、修学までそれ以外の多額の費用を背負い込む必要があることを考えると、奨学給付金や奨学金制度の不十分さもあり、思ったほど授業料無償の恩恵は大きく感じられない可能性もある。

このように、高校無償化は高校教育のあり方と教育を受ける権利保障の問題を改めて問うものといえる。そこで、本課題研究では、高校教育のあり方とそこにおける子どもの教育を受ける権利保障を視点として、現在進行している公私立を超えた高校授業料無償化政策について検討を行うことを目的としている。